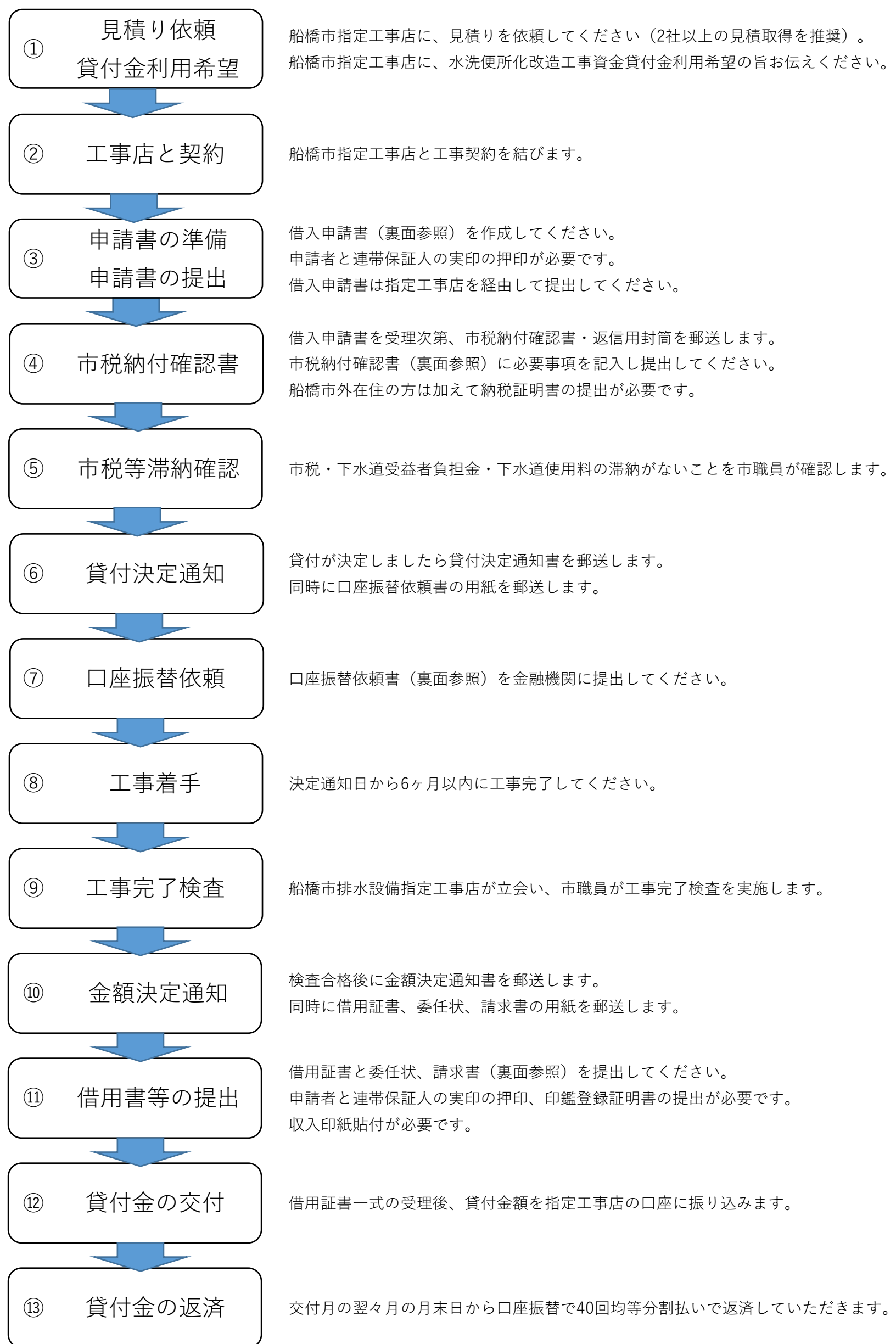


水洗便所改造資金貸付制度の手続きの流れ



※ [申請書類は船橋市ホームページ「下水道関係の申請書式ダウンロード」または指定工事店から受け取ってください。](#)
[詳しくは船橋市のホームページ「下水道接続（排水設備工事）資金の貸付・補助制度」をご覧ください。](#)

提出書類をご確認ください

【③水洗便所化改造工事資金借入申請書】

- ・ [記入例](#)（船橋市ホームページに公開）の通り記入してください。
- ・ 借受人・連帯保証人のそれぞれの署名，実印の押印が必要です。

【④市税納付確認書】

- ・ [記入例](#)（船橋市ホームページに公開）の通り記入してください。
- ・ 借受人・連帯保証人のそれぞれの提出が必要です。
- ・ 本人確認書類の写しの添付が必要です。
- ・ 船橋市外在住の方は市（区町村）民税の前年度の納税証明書の添付が必要です。

【⑦船橋市口座振替依頼書】

- ・ 振替指定口座の届出が必要です。
- ・ 記入例を同封しますので記入後、[船橋市収納取扱金融機関](#)窓口まで届出ください。
- ・ [Web 口座振替受付サービス](#)、[ペイジー口座振替受付サービス](#)による申込も可能です。

【⑪借用証書・委任状・請求書】

- ・ 記入例（⑩金額決定通知に同封）の通り記入してください。
- ・ 借受人・連帯保証人のそれぞれの署名，実印の押印が必要です。
- ・ 借受人・連帯保証人のそれぞれの[印鑑登録証明書](#)の提出が必要です。
- ・ 収入印紙400円（貸付金が10万円以下の場合は200円）を貼付し，割印を押してください。

【⑬貸付金の返済：口座振替不能となった場合】

- ・ 口座引き落としの際に残高不足で引き落としできなかった場合は，船橋市から送付する納付書により、納付書裏面に記している金融機関で払い込んでください。